

索引（法令等対比表）

銀行法施行規則

第19条の2

1.銀行の概況・組織に関する事項	
(1) 大株主一覧	22
2.銀行の主要な業務に関する事項	
(1) 直近の中間事業年度における事業の概況	1
(2) 直近3中間事業年度及び 事業年度における主要業務指標	5
(3) 直近2中間事業年度における業務状況指標 (主要業務状況の指標)	
① 業務粗利益・業務粗利益率・業務純益・実質 業務純益・コア業務純益（投資信託解約損益 を除く。）	30
② 資金運用収支、役務取引等収支等	30,31
③ 資金運用・調達勘定の平均残高等	22,30
④ 受取利息、支払利息の分析	31
⑤ 経常利益率	22
⑥ 中間純利益率	22
(預金関係指標)	
① 預金科目別平均残高	32
② 定期預金の残存期間別残高	32
(貸出金等関係指標)	
① 貸出金科目別平均残高	33
② 貸出金の残存期間別残高	33
③ 貸出金及び支払承諾見返の担保別残高	33
④ 使途別貸出金残高	33
⑤ 業種別貸出金残高	34
⑥ 中小企業向貸出金	34
⑦ 特定海外債権残高	※
⑧ 預貸率	34
(有価証券関係指標)	
① 商品有価証券の種類別平均残高	35
② 有価証券の種類別の残存期間別残高	35
③ 有価証券の種類別平均残高	35
④ 預証率	35
(信託業務関係指標)	
① 信託財産残高表	40
② 金銭信託等の受託残高	40
③ 元本補填契約のある信託の種類別の受託残高	※
④ 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	40
⑤ 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、 電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの 運用残高	※
⑥ 金銭信託等に係る貸出金の科目別の残高	※
⑦ 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	※
⑧ 担保の種類別の金銭信託等に係る貸出金残高	※
⑨ 使途別の金銭信託等に係る貸出金残高	※
⑩ 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び 貸出金の総額に占める割合	※
⑪ 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高 及び貸出金の総額に占める割合	※
⑫ 金銭信託等に係る有価証券の種類別の残高	※
⑬ 電子決済手段の種類別の残高	※
⑭ 暗号資産の種類別の残高	※

3.銀行の業務運営に関する事項

(1) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組状況	2～4
4.銀行の直近2中間事業年度における財産の状況	
(1) 中間貸借対照表、中間損益計算書、 中間株主資本等変動計算書	23～29
(2) 債権のうち次の額及び①から④までの合計額	39
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
② 危険債権	
③ 三月以上延滞債権	
④ 貸出条件緩和債権	
⑤ 正常債権	
(3) 元本補填契約のある信託に係る債権	※
(4) 自己資本充実の状況	41～61
(5) 経営の健全性の状況	※
(6) 次の取得額又は契約価額、時価、評価損益	
① 有価証券	36
② 金銭の信託	※
③ デリバティブ取引	37,38
④ 電子決済手段	※
⑤ 暗号資産	※
(7) 貸倒引当金の中間期末残高、期中増減額	39
(8) 貸出金償却額	39
(9) 中間貸借対照表等に関する監査証明の旨	5
(10) 単体自己資本比率等の算定に関する外部監査の旨	※

5.将来にわたって事業活動を継続するとの前提に 　　重要な疑義を生じさせる事象等への対応策

第19条の3

1.銀行・子会社等の主要業務に関する事項	
(1) 直近の中間事業年度における事業の概況	6
(2) 直近3中間連結会計年度及び2連結会計年度における 主要業務状況指標	5
2.銀行・子会社等の直近2中間連結会計年度における財産の状況	
(1) 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、 中間連結株主資本等変動計算書	9～21
(2) 債権のうち次の額及び①から④までの合計額	39
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
② 危険債権	
③ 三月以上延滞債権	
④ 貸出条件緩和債権	
⑤ 正常債権	
(3) 自己資本充実の状況	41～61
(4) 経営の健全性の状況	※
(5) セグメント情報	6～8
(6) 中間連結貸借対照表等に関する監査証明の旨	5
(7) 連結自己資本比率等の算定に関する外部監査の旨	※
3.将来にわたって事業活動を継続するとの前提に 重要な疑義を生じさせる事象等への対応策	※

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第7条 資産査定の公表	39
-------------	----

※当行は該当ありません。

金融庁告示第7号 自己資本の構成に関する事項 定量事項

- | | |
|----|---|
| 1. | その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と下回った額の総額……………41 |
| 2. | 自己資本の充実度に関する事項 |
| イ | 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額等……………43,45 |
| ロ | 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポートフォリオによる信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額……………※ |
| ハ | リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートフォリオによる信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額……………45 |
| ニ | CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額……………46 |
| ホ | マーケット・リスクに対する所要自己資本の額等……※ |
| ヘ | オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額及びオペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次に掲げる場合に定める事項……………46
・BIが千億円以下であり、かつ、ILMを一とする場合
BI及びBICの額……………46 |
| ト | 単体（連結）リスク・アセットの額の合計額及び総所要自己資本額……………46 |
| 3. | 信用リスクに関する事項 |
| イ | エクスポートフォリオの中間期末残高、主な種類別の内訳… 47,48 |
| ロ | 地域別、業種別又は取引相手の別、残存期間別の内訳… 47,48 |
| ハ | 延滞エクスポートフォリオの中間期末残高の地域別、業種別又は取引相手の別の内訳……………47,48 |
| ニ | 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額……………49,50 |
| ホ | 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額……………50 |
| ヘ | 標準的手法が適用されるエクスポートフォリオのうち自己資本比率告示第55条から第76条まで及び第77条の2の規定に該当するエクスポートフォリオについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳… 51,52
・信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポートフォリオの額
・CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポートフォリオの額
・信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポートフォリオの額
・CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポートフォリオの額
・信用リスク・アセットの額
・リスク・ウェイトの加重平均値 |
| ト | 標準的手法が適用されるエクスポートフォリオのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポートフォリオについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポートフォリオの額（オン・バランスシートのエクスポートフォリオの額及びオフ・バランスシートのエクスポートフォリオの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳……………53,54 |
| チ | 標準的手法が適用されるエクスポートフォリオのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポートフォリオについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳……………55
・CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポートフォリオの額
・CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポートフォリオの額
・CCFの加重平均値 |

- | | |
|---|----|
| ・CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額 | |
| リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて …… | ※ |
| ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて …… | ※ |
| ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー等の直前期における損失の実績値等…………… | ※ |
| ヲ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー等の長期にわたる損失額の推計値等…………… | ※ |
| 4.信用リスク削減手法に関する事項 | |
| イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 …… | 56 |
| □ 保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額…………… | 56 |
| 5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | |
| イ 与信相当額の算出に用いる方式…………… | 57 |
| □ グロス再構築コストの額の合計額…………… | 57 |
| ハ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額…………… | 57 |
| 二 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額…………… | 57 |
| ホ 担保の種類別の額…………… | 58 |
| ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額…………… | 58 |
| ト 与信相当額算出対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額（種類別かつプロテクション購入又は提供別）…… | 58 |
| チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額…………… | ※ |
| 6.証券化エクスポージャーに関する事項 | |
| イ 銀行（連結グループ）がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項…………… | ※ |
| □ 銀行（連結グループ）が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項…………… | 59 |
| ハ 銀行（連結グループ）がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項…………… | ※ |
| 二 銀行（連結グループ）が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項…………… | ※ |
| 7.CVAリスクに関する事項 | ※ |
| 8.マーケット・リスクに関する事項 | ※ |
| 9.出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 | |
| イ 中間（連結）貸借対照表上額、時価等…………… | 60 |
| □ 売却及び償却に伴う損益の額…………… | 60 |
| ハ 中間（連結）貸借対照表で認識され、かつ中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額…………… | 60 |
| 二 中間（連結）貸借対照表及び中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額…………… | ※ |
| ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額…………… | ※ |
| 10.リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 | 61 |
| 11.金利リスクに関する事項 | 61 |
| 12.内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項 | ※ |
| 13.期待エクスポージャー方式とSA-CCRの比較に関する次に掲げる事項 | ※ |
| 14.内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項 | ※ |

※当行は該当ありません。